

総会

配布：一般

2014年7月17日

原文：英語

人権理事会

第26会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求している人権状況

人権理事会により採択された決議

26/23 シリア・アラブ共和国における人権および人道状況の継続している深刻な悪化

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

シリア・アラブ共和国に関する全ての従前の人権理事会諸決議を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の強い公約もまた再確認し、

人権状況の深刻な悪化および、国際人道法に違反した、無差別殺人と文民を文民として故意に標的とすること、並びに党派間の緊張を扇動する可能性のある暴力行為を非難し、

国際独立調査委員会の見解そしてまた現在のシリア体制により投獄された人の拷問や処刑に関して2014年1月に「シーザー」により提示された証拠に含まれた主張について最大限の懸念を表明し、そしてそれらの主張および同様の証拠が、将来の責任追求活動のために、収集され、調査

されそして利用可能とされる必要性を強調し、

シリア当局が調査委員会と協力しないことを強く非難し、

国際連合とアラブ連合との合同特別代表の取組に理事会の謝意を表明し、また今日まで政治的解決に到達できないことに理事会の深い落胆を表明し、

2014年2月22日の安全保障理事会決議2139(2014)を歓迎し、その履行がないことに深刻な懸念を表明し、そして迅速、安全且つ妨害のないアクセスを求めるその要求また国際人道法の違反および人権違反並びに侵害に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性についてのその要求に留意し、

国際連合人権高等弁務官によりまた人権理事会の特別手続により行われた、人道に対する罪および戦争犯罪がシリア・アラブ共和国において犯されてきたようであるとの声明を想起し、そして事態を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会への高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し、

紛争に対する平和的な、包括的なまた長期にわたる解決を見出すためのジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関およびシリアの市民社会の取組を歓迎し、

1. シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の報告書を歓迎し、また調査委員会の活動の重要性および将来の責任追求活動を支援するために収集された情報、とりわけ国際法を侵害している容疑者に関する情報に留意する。

2. シリア当局が、調査委員会とシリア・アラブ共和国全土における調査委員会の迅速、完全且つ拘束を受けないアクセスを与えることによるものを含んで、十分に協力することを要求する。

3. 全ての紛争当事者に対し、国際人道法および人権違反と侵害を防止することを促す。

4. シリアおよび非シリア国民の多数の被収容者が、飢餓および拷問の結果として政府の刑事

施設で亡くなってしまったかもしれないことに深刻な懸念を表明し、そしてそのような恐ろしい行為についてのその責任を非難する。

5. シリアおよび非シリア国民双方の、シリア体制による強制失踪のあらゆる発生を強く非難し、シリア体制に対し、全てのそのような事例を調査することを求め、そしてまた武装集団により行われた拉致のあらゆる発生を非難する。

6. シリア当局による戦闘の方法としての文民の餓死の使用をまた強く非難し、そして文民の包囲をさらに非難する。

7. いずれの地域からのジャーナリストおよびメディアの活動家に対して行われたあらゆる違反および侵害をさらに強く非難し、そしてシリア・アラブ共和国における抗議および人権違反並びに侵害を報道することにおけるジャーナリストの役割を認識する。

8. 一般住民、とりわけ女性および子どもに対して行われたあらゆる違反および侵害を強く非難し、そして全ての当事者が国際法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

9. シリア・アラブ共和国における全ての集団が、性的暴力および虐待を含む、報復と暴力を慎むことを要求する。

10. 全ての当事者が、医療施設、学校および他の非軍事的施設を非武装化し、人口密集地区に軍事的な陣地を設けることを避けそして非軍事的目標に対する直接の攻撃をやめることをまた要求する。

11. 子どもを含む恣意的に勾留された全ての人の解放を更に要求し、そしてシリア当局に対し、全ての勾留施設の一覧表を公表すること、勾留条件が適用可能な国際法を遵守することを確保することおよび全ての勾留施設に対する独立監視員によるアクセスを直ちに許すことを求める。

12. シリア当局および協力関係にある民兵による、文民地区の空爆、とりわけ樽爆弾、戦略ミサイル、塩素ガスおよびクラスター爆弾の無差別な使用に関与したものを含む、継続した重大な、

組織的そして広範な人権侵害および国際人道法のあらゆる違反並びに戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性のある他の行動を非難する。

13. 国際法の下で禁止され、重大な犯罪に相当しそして文民に壊滅的な影響を有する、シリア・アラブ共和国における化学兵器および全ての無差別な戦争の手段の使用を強く非難し、そしてこれに関連して、シリア当局に対し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約および2013年9月27日の安全保障理事会決議2118(2013)に定められた時間的枠組および要求の下での同国の義務、および化学兵器禁止条約機関の執行理事会の決定に従って、幾つかの重要な要素が残っている、同国の化学兵器計画の完全且つ不可逆的な廃絶を加速することを求める。

14. シリア・アラブ共和国における有毒化学物質の使用の最近の申立に深い懸念を表明し、これらの申立を調査する化学兵器禁止機関の事実調査団を支援し、同機関の調査官に対する最近の攻撃を強く非難し、そしてシリア・アラブ共和国全土に前記の調査団の安全且つ拘束を受けないアクセスが確保されることを要求する。

15. シリア当局が、シリア住民を保護する自らの責任を果たすことを要求する。

16. その中で人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国の領域内で、犯されてきたことまた犯され続けていることを調査委員会が判断している、行われた犯罪の総数および型を含む、調査委員会の報告に留意する。

17. 国際刑事裁判所は、国家が調査または訴追を純粋に実行する意思がないかまたはできない場合そのような犯罪に対する刑事責任の免除を終わらせることを支援するために設立されたこともまた留意する。

18. 国際人道法の違反または人権違反や侵害に対して責任を有する全ての者が、適切な公正且つ独立した国内または国際的な刑事裁判手続きを通して、責任を問われることを確実にする必要性を強調し、そして国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調する。

19. 包括的且つ信頼に足る対話の文脈において、シリア国民が国際法の甚だしい違反および濫用に対する正義、和解、真実および責任、並びに犠牲者のための賠償および効果的な救済を達成する適切な過程および手続を決定すべきことを再確認する。

20. 過激主義および過激派集団の広まりに深刻な懸念を表明したシリア・アラブ共和国におけるあらゆる人権侵害および国際人道法違反を強く非難する。

21. その由来にかかわらず、全ての暴力を非難し、そして全ての当事者に対し、テロリストの行為および暴力行為または党派間の緊張を扇動する可能性のある脅迫を含む、あらゆる形態の暴力に直ちに終わりをもたらしことおよび国際人道法を含む、国際法の下での自らの義務を厳格に遵守することを求める。

22. その宗教的または種族的帰属に基づく人々に対するあらゆる暴力を強く非難し、そして全ての当事者に国際法を十分に尊重することを求める。

23. シリア危機に対する政治的解決を見つけだす国際的な努力がこれまで成功してこなかったことに理事会の深い落胆を表明しそしてそのような努力を損なってきたこれら当事者を非難する。

24. ジェンダー、宗教および民族性に関わりなく、全ての国民が平等である、市民の、民主的なそして多民族の国家に対するシリア国民の合法的憧れを叶えるシリア危機に対する政治的解決を見いだすための国際的な努力に対する理事会の公約を再確認し、そしてこの危機の中で、2014年6月3日に大統領選挙を開催するという決定が、平和的解決を達成するために、相互の同意により合意されることになっている完全な執行権を持つ暫定的な統治機関を求める、ジュネーブ・コミュニケを損なったことを強調する。

25. シリアの当事者について影響力を持つこれら諸国に対し、紛争の当事者が建設的にまた暫定的な統治機関の構成に対するジュネーブ・コミュニケにおいてなされた呼びかけを基礎として交渉することを奨励するためのあらゆる措置を講じることを促す。

26. 国際社会に対し、2000年10月31日の1325（2000）および2013年10月18日の2122

(2013) の安保理諸決議において安全保障理事会により目論まれたように、政治的対話における女性の指導力および十分な参加を支援することを求め、またジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関およびこれに関連したその協力機関の活動を歓迎する。

27. どこの地域からのものであれ、文民に対する人道的援助の意図的な拒絶、そしてこれに関連したシリア・アラブ共和国政府の主要な責任に特に留意しつつ、とりわけ最近さらに悪化してきた、文民地区に対する医療支援の拒絶および給水や衛生サービスの打ち切りを非難し、そして悪化しつつある人道状況を憂慮する。

28. 人道援助関係者に対して向けられたあらゆる暴力行為を更に強く非難し、そして人道援助が、最も直接的な経路を通して困っている人々に届くことを確保するため、国際連合人道機関およびその実施協力機関に対して紛争線を横断した経路そして国境線を横断した経路を含む、迅速、安全かつ妨害のない人道的アクセスを、シリア当局が直ちに許し、また他の全ての紛争当事者が妨害しないことを要求する。

29. 暴力から逃げている難民および国内避難民の増大している数に深い懸念を表明し、そして近隣諸国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認める一方で、シリア難民を受け入れているこれら諸国の取組を歓迎する。

30. 全ての資金供与者を含む、国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増大している人道的必要性に対応することを受入諸国に可能にするための緊急の財政的支援を提供することを促す。

31. 国際社会の全ての構成員に対し、シリア人道アピールに迅速に対応することおよび従前の誓約を遂行することを求める。

32. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 39 回会合

2014 年 6 月 27 日

[32 対 5、棄権 9 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ペルー、大韓民国、ルーマニア、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

アルジェリア、中国、キューバ、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

コンゴ、エチオピア、インド、カザフスタン、ナミビア、パキスタン、フィリピン、南アフリカ、ベトナム]